

伊予市組織条例の全部を改正する条例について

問

一・新組織で部長待遇ほどの部署か。

二・各地域が、より機能するには、予算を持ち、権限と責任が必要と思うが。

三・職員意識改革と志気の高揚を目指して掲げたスローガンは浸透しているか。また、行政改革について心配や戸惑いがあるのでは。

四・現在のグループ制と従来の縦割り組織の検討はしたのか。

答

一・総務部長・市民福祉部長・産業建設部長・議会事務局長・双海地域事務所長・中山地域事務所長・水道部長・教育委員会事務局長である。

二・予算執行権は、現地で決裁すべき事項については与え、予算上程権は、各地域同等に持たせる。

三・教育はしているが定着は難しく、浸透するよう努めた。行政改革は、平成十八年度は移行期間とし、その間に

職員や市民の皆様を理解をいただき、平成十九年度から実施したい。

四・検討はした。従来の係制を取り入れ、横断的に職員が助け合う組織を目指したい。

伊予市特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

問

中山と双海の公民館長の報酬に、なぜ一百万円の差があるのか。

双海の自治公民館長の報酬の廃止は、地元の同意を得ているか。

答

合併協議の中で、特別職の報酬は、現行の制度をもって調整するという事で確認されている。公民館長の報酬額は、旧双海・中山が定めた報酬額を引き継いだ。統一性が必要であれば精査し、統一することも検討したい。

自治公民館長の報酬の件は、検討段階ということ、現場

にはまだ話をしていない。

平成十八年度 一般会計予算

市民競技場の芝生管理業務について

問

昨年一年間休止していた市民競技場の今年の利用は、どうなっているか。

答

芝生の養生期間として、四月、五月は、フィールド内は、全面使用禁止。六月から十一月、サッカーは年間六十四回程度、週二回の八時間、試合の場合は一、二試合を限度とする。

十二月から三月までは、養生期間に入るので使用禁止。ただし、少年サッカーは、あまり負担がかからないので週一回程度とし、市の主催する行事は、利用することに。サッカー以外は、六月から三月まで、一日の使用時間は制限しない。ラグビーは、サッカーと同様の扱いとする。トラックは、年間利用可能とする。

雨天時は、芝生が傷むので申し込みがあっても、使用の許可を取り消させていただく。



再利用の近い市民競技場

答

小型ポンプ積載車二百分、八三五千円である。そのほか、消防ポンプ自動車のホース・乾燥ノズル・給水管などを購入する。地元負担は少なく、全額市負担である。二台は、米湊・上野に配備する。消防の関係施設について、消防車以外に、蔵置所(車庫)・防火水槽がある。県下の状況を検討し、国・県の補助あるいは過疎債を利用して、全額市で負担することを決定した。ただし、蔵置所・防火水槽の用地については、地元でお願いしたい。

消防小型ポンプ積載車 地元負担解消

問

今まで、旧伊予市では、小型ポンプ積載車を購入の際、五割を地元で負担していた。今回の予算ではどうなっているか。また、ポンプ車購入は、どの地域か。

同様に、ポンプ車の車庫の建設費は、どうなっているか。



地元負担のなくなった消防車